

小規模事業場の事業主のみなさまへ (労働者50人未満)

健康診断の結果について医師等から意見聴取 (就業判定)されていますか？(有所見者対象 1)

労働安全衛生法 法定義務(1回/年度) 第66条の4関係(抜粋)

・事業者は健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る)に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師または歯科医師の意見を聴かなければならない。

義務だけど どこに相談すれば良いの???

佐賀地域産業保健センターの**無料事業**で
医師の意見聴取(就業判定)を行っています。
50人未満の事業場限定のサービスです。

まずは
裏面の利用申込書をFAX
してください 

確認後、詳細をこちらから順番にお電話させていただきます。

手続きの流れ

利用申込書FAX

必要書類郵送

医師にて就業判定(書面)

就業判定結果着

1 有所見者・・・健康診断の総合判定 異常なし以外の方

お申込は

独立行政法人労働者健康安全機構

HP

佐賀地域産業保健センター



佐賀地域産業保健センター FAX 0952-37-0785

TEL 0952-37-0784 不在時は、留守電に事業所名・担当者名を入れてください。順番にお電話させていただきます。

(対象地域：佐賀市・鳥栖市・多久市・小城市・神崎市・吉野ヶ里町・基山町・みやき町・上峰町)

